

ブラジル国農地改革計画

(1964年11月30日付発令法律第4504号に基づき、1985年10月10日大統領府が発表した
農地改革計画テキストの抄訳)

JICA LIBRARY



1025438[1]

1985年 10月

国際協力事業団 サンパウロ支部
農業情報室

サ・パ
JR

国際協力事業団		
受入 月日	'87.1.20	703
登録 No.	15833	81.2 SP

国家農地改革計画テキスト

以下は去る1985年10月10日大統領府が発表した国家農地改革計画テキストの中の前巻の全文である。

本年5月水政府は新共和国の第1次農地改革プランを作成する目的の提案を行った。この提案にもとづいて以後長期にわたって広く行われるべき討議は最初の提案を完成させるための助言を得る上で、本政府の農地改革実施の決定を強固なものとする上において、更に都市を含む国民全体の意識を自覚させる上での極めて有効であった。

全国的な討議と並行して提案されたものは基本事項を詳細とし、農地改革の戦略を2部として構成された計画の作成に役立った。

このようにして討議を遂げた結果は国民の公約に明らかとなり、今日国家農地改革(P.N.R.A)として発表されたものである。この短期間の中にも討議は止まるべきなく、政府の提案部門に対する提案も継続され、その中で新たな説明も言えられたが、この国民的部門にわたって動員し、農業問題を含み新共和国がブラスールに信頼という言葉を取戻すことへの必要であった。

これは今行われ開始すべき時期が来ている。それは法令の完全な民主同盟の国民的討議が行われ公約や、現在社会政策面において政府が採用すべき政策として態度のみに由来するものでなく、サールと大統領が確認され通り、収百万の農村労働者に対し国が負った社会的債務の償還の時期が到来し、これは意味あるものであり、又ブラスールが今後何方向への回答をしなければならない。

I 農地改革の公平性とその機会

国土の合理的開発を促進する公平性をすでに古くから云わねばならぬ問題である。1946年にフランスは“所有権の適正な取扱いに於て全国民に平等の機会を与える”ための法令が制定された。1962年にフランスは“フランス・テリトリー条約”に署名し国内における農地改革の公平性を表明した。

1969年11月9日付の第54号憲法改正案第10号で第54号憲法第140条の条文を改訂し、その文意の下の独自の制約が設置されることとなった。

1964年11月30日付の採令せしむる法律第4504号の通称「土地法典」の土地
問題に対する政府の行政方針を明確にし、同法典第16条において「大地主制と零細
地主制と除々に併存するに依り、農村労働者の福祉、発展を期し、社会正義を促進
し、人に農地を、その利用を促進するに資するに設けよう」と「農地改革の目的を明らかにし
てあり、土地法典の国会提出に際して、何れも大抵のメッセージにも、土地取得の手段が全然に農村
労働者の進歩に資するに依り、^{改革するに依り}国内における農業構造を改造する必要があることが際立っている。
土地問題の深刻さを示す例として、年間約100万人の農村人口の流出がみられること、すでに
顕在化している都市の人口問題に圧迫を及ぼすこと、この大量の農村人口を吸収する都市の
人口そのものが^{に過ぎず}、^{初期}初期に建設されたものに、年間40万人の^{初期}初期の人口の減少がある。このように農
村より都市への人口移動が大幅に減少する場合は、年間増加率を5%として、ブラジルの
1990年には110万人の失業率を抱えることになる。

一方、ブラジルの RADAM-BRASIL の調査結果にもとづいて、農耕可能地を500百万ヘクタール
ありと推定している。これに対して今日耕作されている面積は約20百万ヘクタールに過ぎない。その中
には輪作用の休耕地を広く含んでいる。土地法典の基準に従って大地主に所有する「未開墾
が利用し得る土地」面積は170百万ヘクタールに及んでいる。

また土地取得の民主化が叫ばれる理由として、提案された例を特記し、その政治的
的の問題に肉付しているが、土地の取得が不可能な社会的不平等に、非常に違っている立場に立脚
する完全な社会の持分に置かれているものが国民の可成りの部分を占めているに過ぎない。

それらブラジルの今日直面している社会問題は、一方には雇用の創設、高出生率、
公平な権利を擁護し、農村労働者の進歩と国の経済開発と必要と見做らざるを得ない。残
りである適体土地とこれに代われないものという問題である。この問題は農村

における労働力の場所の形成が都市におよび、雇用の創設と、少額の費用の
消正を考慮する場合、^{これは多額の投資を要する}又農業に適する多くの土地を単に授け、目的として所有する
ことを考慮する場合、本問題は更に別の特典を伴うことになる。

土地の耕作による経済的成果を求め、多くの地主連は低い生産性もしくは生産性皆無
の状態に土地を放棄し、単に地価の上昇を待つが、若しくは農村に必要と見做ら
ない土地を^{「おれ、おれ」}農村労働者が生活に維持するに必要と見做る土地を^{「おれ、おれ」}取得するのを妨げ、^{「おれ、おれ」}この間の

幾度も阻害して来た。

土地の入手が不可能であったため、農村労働者は自己の生活条件の向上を阻む新しい栽培方法を導入せず、生産性を向上するためのいかなる技術でも吸収しなかった。土地を所
有しないため、農業融資、技術援助、生産物販売システム等の施設を受けることが出来ず、人間
としての条件、社会人としての条件を向上させることは出来なかった。

農地改革を成功裡に実施した世界の国の前例からみると、効果的な農業政策を伴った
土地所有制度の改正は、農村労働者に新しい条件をより出し、農村部内に残る支援システムを
改良して来た。

ブラジルの現状下における農地改革は、以上の各面よりみて分析にむかえば、出現したものである。
農地改革は、利に雇用、所得、食糧生産及び供給、栄養、国内移住、都市へのインパクトの軽減
等の特筆すべき効果を得た。その実施を延期又は中止することは、その場合の社会的コストに於て
その損害が計測されるべき性質のものである。

農地改革は、又、社会の公平な権利の要求するところのものであり、貧困という烙印を押し
た農村人口の大部分に於て、国家が持つ社会的債務を償還するべき適切な回答である。又、農
地所有権の社会的規範を監視する憲法の規則にもとづくものである。

II. 農地改革の基本原則

1. 農地改革の法的手段としての土地法典

国家農地改革計画は、憲法の規定事項を履行し、1964年11月30日法律第4504号による土地
法典を適用し、本計画に定められた目的と目標に達するのを目指している。これに本計画が採用す
る基本原則と方針が定められている。

1.1 土地所有の社会的規範

土地の所有権は、憲法第153条22項に明示されており、その社会的規範が記述されている。
(第160条挿入句Ⅱ及び第161条)。それは、その利用が国家の福祉に貢献することを条件とするも
とでなければならない。

この問題については、土地法典(第2条1項)で、農村の所有地は、他の事項と同時に満
足する社会的規範を遂行しなければならないと述べられている。

1) 土地を初め、土地所有者及び労働者と、その家族の福祉を増進する

b) 満足すべき生産性のレベルを維持する

c) 天然資源の保存を保障する

d) 土地を所有するものとそれを利用するものとの間の正常な労働関係を規制する法律を遵守する。

土地の所有権を保障し得ることも社会的利益に前提条件とするため、土地所有の原則である社会的使命の不履行を禁ずる措置として憲法第161条は“適正な補償金の支払による社会的利益にもとづく接収”を定めている。

この接収は土地所有の正当かつ適正な配分、土地の合理的開発、地域の社会的経済的条件の回復、調査研究の振興等(土地法典第18条)を目的とするものである。この接収は手段であって目的そのものではなく、交渉と相互の理解による解決が可能な場合には指し示さず、交渉が成立しない場合にのみ指し示す。

1.1.2 農業企業に接収される。

農地改革のために社会的利益にもとづく接収はどの土地にも及ぶものではなく、土地法典が定めた社会的機能を果していない土地のみに対して適用されるものである。従って農業企業に含み込まれる条件を満たしている不動産はその対象から除外される。(土地法典第19条3項b) 従って土地の持主、社会的機能を失い、農林産業(土地法典第4条第1項vi)と合理的かつ経済的に衝突する個人、公的又は民間の法人、の二つのいずれも接収の対象と見なされる。

他方政府当局は社会的機能に及ぶ土地の占有や開発を廃止する義務を負う。民間が所有する二つの種の土地に接収のために介入を行う。この二つの社会的機能を失った土地の所有権に対する明確かつ競争を許さず、定義される。

この手段は社会的機能を果していない土地を国が入手する主要な方法であり、土地の再配分を通じて土地入りの民主化を促し、新しい土地所有者を出現させ、土地の利用を再指導して新しい開発の方向を示すための重要な手段である。

1.1.3 農地改革の実際は生産を行う二つの土地を対象とする。

土地の所有者は土地の社会的機能の条件を保持している限りにおいて、現行法により、その権利が保証されている。

従って農地改革の実施は第18条土地法典が工業用地の条件を同時に満たしている農地不動産を社会的利益の名のもとに接収するに必要である。

1.4 中小農業者に接収の対象とされる。

目的、各地域的に土地所有工口の数に越えざれば濃地は接収の対象から除外する。濃地改革法で中小及び中単位が生産農家に全面的に援助するべく目的とされている。その土地面積が一家族の生活に及ぶに足らぬ。谷間農地を経済単位として可能性の及ぶ回復に努めるべく濃地改革の目的となる。

1.5 接収の補償代金の支払いはどのように行われる。

国家濃地改革計画の目的は土地法第13条に定められた“社会的機能に及ぶ土地の所有や用途形態を排除するに及ぶ政府の義務にある”の規定に順い遊休地の接収と行なうことにより達成される。

接収法第16条(オ)及び土地法費に定められた方式によつて、現行法規に規定する基準のもとに行なわれ、その対価として適切な補償金の支払われる。

補償金の支払は法律の規定に従い、その方法によつて行なわれる。即ち土地に施設する造成費の現金、土地代金の農業債務(憲法第16条3項及び土地法費第105条)によつて支払われる。その中農業債務に對しては法律によつて定められる適切なコロン(通貨価値修正)及び利息の保証と、土地代金の50%に對する支払、公共土地代金の支払、匡正の向に締結する所々の契約、工事及びサービスの保証、国営金融機関、アウター、経済協合体、農業投資基金等の融資に對する保証、裁判及び行政措置実施を保障するための積立金(土地法費第105条)等として用いられることが出来る。同債権は発行後2年目より起算して20年間に對する期間に支払われる(土地法費第105条3項)

1.6 接収された土地の法に從い所有権が移管される

濃地改革のために接収された土地は法律にむつて処分される。法律によつて農業者の家族、協同組合制度下の生産者団体、及び共同所有地の目的を以ての処分が許可される(土地法費第23条3項)

以上の通り濃地改革による受益者の次の通り分類される。

a) 家族単位 (又は土地法費第24条挿入句Iにむつて家族所有)

b) 協同単位 (又は協同組合組織の組織として組織された農業者団体として土地法費第24条挿入句IIに明記されている)

以上のほか所有権を移転する前に土地使用許可の制度を用いることも出来る。(1967年2月28日付デクレット・レイオ201号による改定が元)。この土地使用許可の制度は俗にいう“占有”を避けて土地の定着を促すための手段としての目的を有している。1967年の土地使用許可の制度も表地改革による受益者の真の必要性を測り制度を改定している。このことは土地の伝統的かつ恒常の目的を變更するに意味するものでなく、単により恒常の採取を採用したことに由来するものである。この部門に起る障害や問題を避けてはならぬ。1967年政府の定着プロシエにおいてはその期間を5年間と定めている。

2. 政府の行動戦略と表地改革

表地改革の対象が広範囲に及ぶ。後述を述べると、その実施は単一の省に責任を負わせるものではなく、連邦政府ももちろん、州及び市行政全体の最優先的事項として取扱われなければならない。

この様に全体の連帯感を必要とするのはこの問題の社会的優先度にも起因している。農村人口の大半が70年代に達した経済成長の際その受益者の外に置かれ、低い所得水準季節的失業農村人口の流出に付中大都市の恒常的なプロシエ、そして都市の都市には今日相当数の農村労働者を集めておる都市の貧困、農村半雇田状態の中におかれています。この様な荒廃した状況を改革するためには、十分に解決する政治的決定のほか各民間相互の統合が要求される。

各自治体の統合は単に予算面での参加だけでなく、表地改革実現のために必要な各種の施設整備を含むより大きな責任を持つレベルで行われるべきである。このことは農業自らの経済的、政治的及び社会的問題の実現と因^{2/149}に補完措置として特定のプロジェクトの場合においては不可欠の問題である。

他方土地法と表地改革実現の間のこの様な連帯の義務感を明らかにする法律立案の意図がある。“選出された自治体において既存の連帯機関の行動に能く後援すべき”と定めている(第3条1項)法律では又、表地改革の目的土地法規定にもといて協定、合意、合意決定の行為は公法及び民間機関の自治体の合併で、業税にかかわる優待制度に因る約束を履行するに明示されている。

このように表地改革は単に自然的に政府機関の全体的な行動の前提とする現況であり、その完全な統合により国の経済的、社会的開発、農民の土地取得に貢献するに於ける。

3. 州政府及び市行政との統合

全国上におよび農地改革の実施、土地の利用と占有システムを改革する農地の接収は国家のみが行なう得る権限である。

国の開発と再編成するための基本となる農地改革は、国の政治、経済、社会の再民主化のための不可欠の条件であり、その実施期間を通じて州政府及び市行政機関の決定的な協力を必要とする。

農地改革は、連邦政府の政治決定や優先プログラム以上にすべての民間を通じて政府の決定事項となるべきでない。その複雑な性格により農地改革は全国の企画、融資、技術システムに統合される州及び市行政機関の活動と並ぶべき異なる度合を含むものとする。

不可欠とする各州及び各市の協力は共同策画及び共同責任の原則にもとづいて行われる。

このため農地改革計画において設定された方針のみに従って、州及び市の行政は連邦政府と補佐するべき統合したシステムと見なされるべきである。

各地域別計画や、特定の定着プロジェクトにおいて更に集中化されたものとする。これらの側面は農地改革と設定され、促進する協定や合意による意思の統一と解決となる。したがって地域別の生産、販売、教育、衛生その他のインフラシステムは連邦機関と共に計画されるべきである。

同様に、公共用地や国営の遊憩地への州ベースでの定着プログラムや、連邦政府の援助のみに行われる土地所有制度の整備も全体を統合して行われるべきで、これはより人間的資金支出の集約や重複を避けるようにすべきである。

4. 民間部門の参加

農地改革は我が国の民主主義を確立するための基本となる社会正義と自由かつ平等の権利を求め社会全般の熱望である。

このような意義とその規模の大きさから農地改革のプロジェクトは政府と直接の受益者のみへの行動に止まるべきではなく、社会全体の組織的な参加を要求する性質のものである。

したがって各種の機関、シンジケート、組合が定着して労働者と組織的に関連を持つべき目的としたプロジェクトへの参加を保証し促進するべき不可欠な条件である。

このために各団体の自治の権利、各団体が構成する社会部門の利益の表明、権利の要求を尊重し、その行動、組織及び社会参加を正当化するべき基本的な条件である。国はこれらの民間団体に対し、このプロジェクトの実施及び詳細に必要とする農地改革のプロジェクトに関する情報を提供し、

社会各部門の相互の援助と責任は、農地改革の各段階において、政府の各機関、地主及び労働者に対し表明すべき必要があるので、このため民間各部門と同一の機構から建設的の府評議が保証される。

プロセスの突進段階においては、民間の特に重要な部門の代表及び政府各機関の代表の法によって定められる農業委員会が構成メンバーとなる。

5. 農地改革と農業政策

土地法典では、人間と土地との各種の関連をついて組織的かつ合理的な原則の規律と形成に努力した。このため農地改革の実施のほか、農業融資、農業保険、最低価格保証制度、技術の研発と普及、流通組織、農村近代化、生産物の販路と農牧生産支援のための手段となる農業政策の振興を述べた。

それら二つの側面は一方において生産を求め、他方においてその生産のための土地の所有権問題の解決を固く求めた。この合併すべき性質のものであるが、又混同するべきものでない。

その行動内容は互いに異なるが、農業政策と農地改革は互に補完するものである。農地改革の成功は農業政策の適用に前提条件とするものであり、逆に農業政策の目的は不適切な土地制度の障害によって妨げられるものである。

農地改革の基本的な目的とする土地取得の民主化は、現政権の幸福と進歩と進歩と農業政策、その互換性と互換の基礎性推の生産優先措置、農業融資の民主化、教育及び労働者の保護、この間の農業者の土地所有の条件と持たす。近代農業の村外に置かれ、国内富裕の生産者である、土地と貸し及び二重の取得源である。と含む農業政策と両立するものである。

6. 農地改革と生態環境

地域開発計画やさらに広範の農地改革における環境問題への配慮は、天然資源の統制を可能にする。人間の活動と環境との均衡による生活条件の改善を可能にする。総合的な計画が必要である。

土地法典でも環境問題とくに天然資源の保存についての懸念を明らかにしている。フランス共和国の全歴史を通じて、環境に制する方向の法律は、土地と環境問題にこのための注意と留意を法律で示している。

土地法典は土地の所有者がその開発と行うに際して受ける各種の制約の中でも「天然資源の

保存と保護する”ことと明らかである。また、社会の利益のために、採収も“天然資源の更新、改良及び価値化と実施する目的”とされている。更に、採収地の使用目的については、“植林又は園、州又は市の支配下におかれています森林の保存”であるとされている。

一方、植民計画の中でも“特定地域における天然資源及び経済的、社会的資源の保存”をうけている。かかる植民計画も、本来地帯に森林を維持する目的の最低条件とすべきの場合認可の条件として明らかとされている。

このように環境問題と取扱う広い概念の中での農地改革などの措置は、植民政策と環境との問題の決断の二つの側面、亦即ちプロジェクトの著者地帯にある天然資源の保存に関与する波紋は人間の行動によってもたらされる環境破壊を防止する目的の予防措置の教育に関する事項にこの視察を向けなければならない。

天然資源の保存の目的は可能な限り、従ってプロジェクトの作成の際、環境保存と画の決定を考慮しなければならない。環境保存計画は、特定地域の物理的変化の促進と配管すかに空間に好して設定するべき天然資源の保存に関する方針と適合して、資源の質の維持又は向上を目指して設定されるものである。(この環境政策と定めは1981年8月31日付法律第6733号オケ末)

予防措置は環境教育の目的で行われる。この農地改革の受益者が天然資源の合理的利用に参加する目的の資格と分と出た目的は、行動するべき重要な役割である。これは自費する目的、基本的な情報と提供することと目的とされている。

2. 農地改革と公共土地

民間の土地にしろ、園、州、市の公共用土地にしろ、農地改革の対象とされる。特定の用途を保持しない公共用土地は農地改革の受益者の定着のために利用される。また、農地改革のプロセスに含まれる状態にある政府所有の農地利用も方針として定められている。

このように公共土地も土地所有制度再編成の目的の土地ストックを構成する。これは土地資源の獲得は土地出画、土地所有権移、整備、課税の徴収等によって行われる。

園地の通過土地の適合性運使が行われる。この目的は、不利益条件の促進とされる。但し、至りて得る目的の不正の場合の例外とされている。

8. 農地改革とインジヤ保護田地

その起源が明らかでないインジヤの居住地域とその占有面積は憲法が198条及び1973年12月19日付法律第6001号（インジヤ法典）の規定に従い、侵害し得ない歴史的^{文化的}遺産と見做されている。これらの土地は社会全体による保護と、防衛し得るべき存在する土地である。

また、インジヤによるその居住地域の完全利用と保証することは農地改革の目標の一つであり、そのはインジヤ居住域外に土地を占有するインジヤ以外のものに於て、これらの土地を対して偶発的に与えられた所有権を取り上げ、他の地域への再定着を促すことにより達成される。

これまでの経験によつてインジヤ居住域の境界線設定と、その認知の遅延が、土地問題の解決と関係が深かった。土地法における他の占有者との肉體を悪化させ、インジヤ例による更に過激な動きをとりし結果となつた。これらの困難な状況と克服するためにはインジヤ地域の境界線と明らかとするため他の村岡と共に努力が傾注されねばならない。

9. 受益者の組織

これまでの行なわれてきた租民定着指導プロジェクトを合併すると、その中で成功を収めた例の理由の中には、受益者による生産組織の結成がなつたことがあげられる。

農地改革では占有形態、土地の利用と労働との肉體と根本的に異なるに於て、入植者の民主的参加による意見の発表と認められなければならない。

改革することには又、経験と知識を正当なものとして認めることもある。これは改革すること自由な労働の権利を行使するに於て人間のモチベーションと理解し、解放し、報せしめる権利を行使するに於てある。このような状態と異質なものに於ては広い角度からの解決が求められなければならない。これらの問題解決に当り、労働者の存在の起点として考へられなければならない。

この意味において農村女性の直面している特別の障害と、女性が果して重要な役割を考慮されなければならない。その自主性と認め自由かつ平等の権利に於ける考慮が行なわれなければならない。

一般に受益者の組織は定着プロジェクトの設定の段階で計画され、二つの方向に向つて行なわれる。その一つは土地の占有及び利用面における組織であり、他の入植者の意志と関心にもとづいて生産及び販売システムの促進、その目的として社会的、経済的組織である。

このように定着組織のベースとなる土地の占有及び利用の方法はフランスの法律に準拠するべき方法である。

すでに占有された土地の場合、政府は各種の形態下にある占有と既存の土地利用形態を尊重し、農地改革の受益者の場合と同様の援助と行ない、紛争を減らし、占有地の法定化と共に適切な解決策を見出す必要はない。

受益者の社会的、経済的組織としてはまた、協同組合やその他の形式の共同体の形成を促すことも出来る。その実現のために一定の期間を必要とするが、最終的には農地改革の扶合協同組合のように更に複雑な組織に到達することも可能である。

六 二 部

農 地 改 革

Ⅲ. 目的及び目標

1. 農地改革の目的

農地改革は国家開発計画の中でも最優先項目の1つであり、低所得層、国内移民者、又は社会問題の多い地域の住民及び全般的に農業生産者を対象とする社会的地域開発の性格を有している。

本計画の目的は新史和国政府の施政方針に沿って設定されたものであり、多年度におよぶ特別計画として実施す。次の目的を達成しようとするものである。

一般的目的

土地の占有及び利用への制度を改め、より公平な土地の配分を促す。国の開発計画に合致し、広大な私有地と零細な土地所有の形態を排除することにより、生産量と生産性を高め、その結果として社会正義、労働者の市民としての権利の原則を争う。

具体的目的

- a) 国内市場を優先する食糧及び原料の農産物の供給増大を図る。
- b) 国内市場を拡大し、労働力の半雇用の状態を減少するべく農林部門における新期雇用を創設することを目指す。
- c) 農村から都市への人口流出を防止し、都市に対する人口増加の圧力とそれに伴う問題の発生を避ける。
- d) 農林部門の開発のために行われる直接又は間接の公共投資によってもたらされる社会的福利の増大を図る。

e) 社会発展の障碍と除却するに由り、農村社会におよぼす平和を促進する。

以上の目的が農地改革の地域別計画の作成条件となる。

2. 目標

1980年度の人口センサスによれば、家長の経済活動が農牧業に属する家族数は約720万家族あり、そのうち農村地帯における経済活動人口は12.6百万人であった。

表 I 農牧、林業及び漁業部門の経済人口 (10万以上)

ブラジル全国、1980年

取 種	人 口
雇 用 主	303,901
被雇用者	3,042,609
口傭労働者	1,530,236
歩合農	698,570
租立農	5,041,066
報酬労働者以外の家族	2,030,762
中当存レ	63,873
計	12,661,017

出所: 人口センサス VOL.1, TOMOS

一方、同年に行われた農牧センサスでは土地を所有する農家数は約320万戸と発表されている。そのうちINCRAの最新データによれば、今日国内には零細地主が200万農場あり、その多くは一家族以上の農家に抱えられているとされている。

一つの家族又は一人の個人が場合によっては1つ以上の不動産又は農場の所有者であることを考慮すると、土地を持つ労働者、占有者、借地農、歩合農、一部の農村労働者及び零細地主によって構成される農地改革のポテンシャルな受益者数は600~700万家族と推定される。この合計数には、更に主要活動を農牧業と見做す中都市の極端な不安定な労働力吸収状態の中にある潜在的利益者となる可能性のあるものも含まれるが、その数は不明であるが、一応加算する。

このように予想される受益者数の目標は、国の政治面、経済面の状態に直接影響を受けつつあり、そのうちMIRAD (農業開発改革者)、INCRA (極端農地改革院) のほか農地改革に関連する機関の業務能力に直接の関連を持つものがある。

そのうち、将来発生し得る農村労働者数は設定目標の定期的調整プロセスの中で観察されるべきである。

本計画の具体的目標として4年間で、この期間中の約140万家族の土地を手にするが、又は小面積しか持たぬ農村労働者家族を育成する予定である。

1985-89年間の4年間の目標を表之に示す通りである。最初の半分の期間が少く、年変を重なるに従って段階的に増加していく計画となっている。各年度別の目標は全体的に100万豪ドル枠内で各年度別の状況に応じて変更されることである。

表 2 1985-89年間のための新共和国の農地改革目標

期 間	受益家数 1000
1985 ~ 86	150
1987	300
1988	450
1989	500
計	1400

注) 計算上の数値は、各年度の平均値として算出されている。

1985/86 (本法の承認以降) の期間に対する目標は MIRA の実施期間の 1985/86 年より明らかである。この4年計画初期の目標は 1985年末までに実施されること含め受益家数は150千戸とされている。

IV 優先地域

優先地域の選定については、神聖的の二つの段階に5つの措置をとり、これを採用する。そのための第一は受益家数とその入植に必要とする面積があること。その第二は入植地域に固有な地帯の特性が、この二つの段階を総合して結果が農地改革計画にあり、85-89年間の目標を形成するに必要である。

この二つの方法を採用すれば、各農場単位における国土農業の現実の各種の要因、状況と必要に応じてあり、義務的に考慮の対象として取り扱われるべきであることと認識されている。

優先地域の決定は全国ベースで取扱われるべき普遍的な要素の存在を認めることである。同時に、更に正確な期許のために、その固有な土地の特色が加えられるべきである。

前項に示した目標の設定により、今後実施される定着のために必要な面積が算出される。

定着のために向けられる土地面積は、持収を受ける土地及び農地改革に組入るべきが、出給公共地からある場合、これは合計の面積である。これらの土地は国家農地改革の一部を構成する地域別計画に含まれることである。

各州における入植地域の決定とそれに応じて受益家数の決定のために、耕作可能な受益者数を基礎とした必要と、それに応じて得る面積の土地が存在することと前提とする。

国家土地改革計画で、受益者家族数の推定を基礎として必要面積を求められている。その上で、各州別の定着実施に必要な面積を求めたものである。この土地法策の決定も、この地域別計画で、各州の特殊性に応じて、1985年～89年間に予定される190万家族の定着に必要な面積である。

表3. 各州別 総面積、定着家族数推定及び必要面積

TABELA 3 - Superfície territorial total, metas e área necessária estimada para assentamentos.

地方及び州別 Grandes regiões e unidades da Federação	総面積 km ² Superfície territorial total km ²	1985/86		1987		1988		1989		TOTAL (1985/89)	
		目標(家族数) Metas (famílias)	必要面積 Área necessária km ²	Metas (famílias)	Área necessária km ²	Metas (famílias)	Área necessária km ²	Metas (famílias)	Área necessária km ²	Metas (famílias)	Área necessária km ²
BRASIL 全国計	8.431.189	190.000	46.200	300.000	92.400	430.000	138.600	500.000	133.700	1.400.000	490.200
NORTE 北部地方	2.551.322	15.000	10.000	30.000	21.700	43.000	32.500	50.000	35.800	140.000	100.000
RO	243.044	2.300	1.600	4.500	3.300	6.800	4.900	7.700	5.500	21.300	13.300
AC	152.509	900	600	1.700	1.300	2.600	1.900	3.000	2.100	8.200	5.900
AM	1.558.987	3.400	2.400	6.700	4.900	10.100	7.300	10.800	7.700	31.000	22.300
RR	230.104	300	200	700	500	1.000	700	1.200	900	3.200	2.300
PA	1.227.530	8.000	5.900	16.100	11.500	24.100	17.400	27.000	19.400	75.200	54.200
AP	139.068	100	100	300	200	400	300	500	300	1.100	800
NORDESTE 東部地方	1.339.632	67.500	20.200	135.000	40.500	202.500	60.700	225.000	67.600	630.000	189.000
MA	324.616	12.700	3.000	25.500	7.700	38.200	11.500	42.400	12.600	118.800	35.600
PI	250.934	3.200	2.200	21.400	6.400	32.100	9.600	35.700	10.000	99.900	30.000
CE	146.817	5.400	1.600	10.700	3.200	16.100	4.800	17.900	5.400	50.100	15.000
RN	53.015	2.600	800	5.700	1.500	7.800	2.300	7.400	2.200	20.600	6.200
PB	56.372	2.200	700	4.400	1.300	6.600	2.000	7.400	2.200	20.600	6.200
PE	98.781	3.400	1.000	6.800	2.100	10.200	3.100	11.400	3.300	31.900	9.500
AL	27.652	1.200	400	2.500	700	3.700	1.100	4.000	1.200	11.400	3.400
SE	21.994	1.300	400	2.500	700	3.800	1.100	4.100	1.300	11.700	3.500
BA	559.951	28.000	8.300	56.000	16.900	84.000	25.200	93.500	28.100	261.500	78.500
SUDESTE 南東部地方	918.808	30.000	4.700	60.000	9.200	90.000	14.000	100.000	15.200	200.000	42.700
MG	587.586	14.900	2.300	29.600	4.600	44.500	6.900	49.400	7.600	108.400	21.600
ES	45.597	2.000	300	4.000	600	6.000	900	6.700	1.100	18.700	2.900
RJ	43.305	1.700	300	3.500	500	5.200	800	5.600	900	16.000	2.300
SP	247.320	11.400	1.800	27.900	3.600	34.500	5.400	38.400	5.900	106.900	16.700
SUL	562.071	15.000	2.400	30.000	4.700	43.000	7.100	50.000	7.600	140.000	21.800
PR	199.060	8.300	1.300	16.700	2.600	25.000	3.900	27.900	4.300	77.900	12.100
SC	95.483	2.900	500	5.800	900	8.700	1.400	9.600	1.400	27.000	4.200
RS	267.528	3.800	600	7.500	1.200	11.300	1.900	12.500	1.900	35.100	5.500
CENTRO-OESTE 中西部地方	1.829.356	22.500	8.100	45.000	16.200	67.500	24.300	73.000	27.000	210.000	73.600
MT	881.001	4.500	1.600	9.000	3.300	13.500	4.900	14.900	5.300	41.900	15.100
MS	300.344	4.400	1.600	8.900	3.200	13.300	4.800	14.600	5.200	41.200	14.800
GO	642.036	13.500	4.870	26.800	9.630	40.300	14.500	44.900	16.200	125.500	45.200
DF	5.771	100	30	300	70	400	100	600	300	1.400	500

表3の年の実施は各段階に分れ、互に関連し、相互補完する一連のプログラムによって行われたい。

土地の所有権移転及び土地入手条件の改良プロセスを決定する基本となるプログラムの最優先的かつ最速の定着プログラムである。このプログラムの最初には社会利益と見做される土地の接収もしくは農地の復旧と可能とする他の方法の採用が、以後、別の生産販売、加工面における受益者の社会経済組織の形成プロセスと効果的に統合する。

補完プログラム及び援護プログラムは、それぞれ異なる性格を持つ。前者は基本的かつ直接的な行政後援の補助的性格を持つ。後者は補助的性格を持つ。

前者は補完プログラムは土地問題調整、植民及び租税等の分野を含んでいる。この分野は、この表3の土地改革プロセスの一部に含まれる場合、特別の条件の下で単独の業務を行ったりする分野である。この補完プログラムの基本プログラムと密接に関連を持つ。

補足的、補助的機能を持つ援護プログラムも、重要性を持つプログラムである。中でも農林不動産登録、人的資源の開発等、土地改革プロセスを成功に導く分野が含まれる。

農地改革の利権階級が終了したと、この後の援護プログラムは起首地帯の基礎作り、拡張等、中、長期の行動のための基礎となる。

農地所有者に対する法律面での援護プログラムは土地の所有権にかかわる紛争の防止及び調停の性格を帯びて従って広義の斡旋を持つようになる。

最後に行政的性格を持つこの業務には府廳的の農地調査及び研究業務を盛り込む必要がある。

この分野では農地不動産登録に必要と得られる情報の合併や農業問題に関する調査のほか、ブラジルの社会史におけるこの重要な歴史的瞬間の貴重な記録を担当する部門がある。この部門は又、過去の事業実績を合併し、新しい政策の形成に必要な基礎的情報を提供する。

以上の各プログラムは次表の通り要約される。

表 4 新共和国利権農地改革計画の各プログラム

区 分	内 容
基礎プログラム	農地所有者名簿
補完プログラム	土地問題調整
	租 民
	土地に関する租税
援護プログラム	農地不動産登録
	調査研究
	法的援護
	人的資源の開発

1. 農地改革の基礎プログラム

a) 問題の特性.

農地改革は農業者が現行法規に従い、自主的に土地に入付し、地方、地域の特性の中で優先的にその居住地域内の農地に定着することによる目的が達成される。

このように農地改革の基礎プログラムにもとづく新しい経営単位の創設と植民計画による場合との間に明らかな区別がみられる。この両者は土地^経取の方法にしろ、それに定着する家族にしろ異なり、また入植者の参加、決定レベルも政府の場合とそれと異なっている。完全に一般化しこれに代るべきは農地改革では農業者が定着プログラムにあり、社会的利益にもとづく採収が優先的に採用され、植民計画では公営土地が利用される。

農業者の定着プログラムにはそのプロシエントのすべての技術面、特に土地取得及び土地の利用面と受益者の連携が定められている。

国の施策は法律上定められた方法の適用に限定されるが、その中には法律上の措置から、受益者の生活及び生活に適した条件を保障するための必要な農業政策にわたるものを包含する。

基礎プログラムの土地の提供、その利用の促進、労働者組織の3つの項目を基本としている。

b) 業務方針

- 1.) 適切な促進の方法により、採収地内の所有と無効とを共に土地の取得を行わせる。
- 2.) 土地取得が最終的に決まること(1)、定着プログラムにおける土地取得の協定の間の試験的措置として土地の使用許可の方法を必要に応じて設置する。
- 3.) すでに入植している土地 稀に入植が行われていない土地において、他の状態と比較して特に異なった性格を保持する限りにおいて、土地を限り現存の状態を尊重する。
- 4.) 基礎プログラムの設置、開発及び確立を指導し、受益者の社会的、経済的組織の結成を促す。技術援助、農業融資、経済上、社会上のインフラストラクチャー等基礎サービスを提供する。
- 5.) 定着地帯で取捨に従事する各政府機関の技術面、管理面、財政の参加により受益者の技術修得を助成し計画を実施する。
- 6.) 定着地帯の設置、確立に対し、州及び市の参加を促す。
- 7.) 受益者の最初に入植地より、離れようとする傾向を抑制する。
- 8.) 零細地主が共同する 場合を除き、再び土地の集中を許さない。

前政府が実施した起着にかかわる可成の企画で優先地域内にあるものも、農地改革プロセスに含まれる下詳細の対策とすべしである。

農地改革の優先地域内にある不動産の行政処分の手続に関するものは、権利起着起着の譲渡が優先される。このほか所有権については旧居住者(歩合、借地、又は占有)の立退き又は所有権の取上げ等については引当金は深刻な給付のある不動産に対しては同様の取扱いが行われる。

2 植民プログラム

2.1 植民

1) 植民の特性

歴史的に植民事業は、官営のものにして民営のものにして農業前線地帯の土地を拓開して空地への入植を試み、家族の定着を促し、農業及び非農業のセクターに立派な発展のための政府の手助けであった。その受益者は、農村労働者よりも資金力が高く技術面の知識も多、持っているのが普通であった。

植民は生産及び消費の中心地帯から遠く離れたに政府用地への移転である、インフラを生かすために植民は不備な道路しか既設されおらず、そのため、植民計画は大きな資金を必要とする反面、その完成までに長年月を要する計画となっていた。

生産地帯が国内の主要都市より遠い場合、小規模者による基礎食糧の生産にのみ限定があり、彼市場への参加を困難にしてみました。

この企画と可能性あるものとして政府には、交換を面積の土地を必要とするが、入植地帯にすでに存在する大地主制度を排除する権限と持たなければ、国の農業構造の再編成にはなならない。

以上の特徴の多い民間の植民計画では有力な入植者が選抜され、その故に限定がある。

農地改革が実現されようとして今日、植民計画は農地改革地域以外の住民の自由意志による再移転を切望するための補完的役割を持つべきであろう。

本計画実施の全期間にわたり、政府は官営及び民間植民計画に統合する行動をすべきである。この民間植民計画については主に適当な協同組合を通じて行われるべきで、組合は現行法令と厳格に守りながら小規模者の家族に対し、経済的、社会的、政治的問題を解決するべく努力を促進するべきであろう。

官営植民計画の対象となる土地は連邦又は州政府に属する土地が優先される。

また技術面のプロジェクトにおいては、天然資源の保存及びインフラ居住区を考慮するべき優先さ

水不足を解消、灌漑地域の拡大、FMAによる他の政府機関との統合の状況により相違する。

官営植民地帯では、このFMAは改定された法令に従い、受益者による中心の市町村が造成されることとなる。

b) 業務方針

- 1) 1983/86, 86/87の両年度、公式の植民計画は実施しない。明らかな理由がある特別の場合、FMAによる政府機関が実施する特別計画で、MIRAD/INCRNがコ-ルシテトとして計画された場合の例外とする。
- 2) 民間の植民プロジェクトを監督する。
- 3) 植民地の中心地より市場への連絡と可能な方法や永年作物の栽培に力を入れる指導を執行
- 4) 歩合業者の団体に對し、このプロジェクトの最初の乗船後償の戻り独立させるようにする。この団体は特別の心配を執行する。
- 5) 歩合業者に對し、ロワ（割当地）での管理に對する最初の援助を保証するFMAの措置を講じる。

c) 別所実施すべき事項

- INCRNによる実施された植民プロジェクトの現状調査
- 連邦及び州の機関で同様の事業を執行中の長官とのコ-タクトを確保する。これに地方自治体の地方開発機関とのコ-タクトを確保。このコ-タクトが実施するロワ合議プロジェクト及びこのプロジェクトは政府の農地改革プロジェクトに適合させるFMAの調査を実施する。
- 民間の植民会社中、恩典を受け在農牧プロジェクトを持つ会社の名目により登録された地域の調査を実施する。この利用状況の調査し、改訂すべき方法を提案する。
- 国土の植民プロジェクトは、この地上のコントロールを徹底的に執行可能にするFMA、各省プロジェクト、国営会社及び民間会社は選定地域の地図作成方法を統一する。
- INCRNによる取立てられた土地の競売入札、及び公共地の合議と、この手段が農地改革プロジェクトに適合するかどうかを中止する。

2.2 土地問題の調整

a) 問題の特性

最近まで農業政策の主要項目としてきた土地問題の調整は農地改革を優先事項とするべく見直された新しい方向に向け実行されるべきである。このためには他の各省管下にある特別

計画をすゝめられつつある土地問題について、最近では調整が重要となる。

土地問題の調整プログラムは、全国を対象とするものであり、土地の占有と取立てを公平に、公共用地上
にあり、後日入札、競売するべきを目的としている。

土地問題調整のための法規を再検討し、あらためて適切な内容に変更され、地権の所在を正確に
把握し、不当に占有する土地の発生を防止する目的、必要に応じて禁止される。このためにも土地
使用許可の制度も考慮されることとなる。

行政面から、司法面から、土地占有の作業効率、実際に委任するものの利益を公平に
あり、明らかにし、同時に新しく処分し得る入札用土地を明らかにするべきに役をこなす。

土地改革のプログラムにおいて、内心の持中としての所有権の判決は、法の定める形式に従い、とくに占有を
認知する場合に行われるべきである。

地券の交付は所有を証明する書類とするべきである。正確に決定された面積の不正確な所有
権を構成する（土地の利用許可の場合を除く）

このプログラムは MIRAD / INCRA による、管轄地域に於いて、司法と政府との連携が重要となる。司法
は、MIRAD / INCRA との間で共同行動をとるべき、その権限を委任するべきの程度を結
ぶべきである。

b) 策定方針

- 1) 紛争の起る地域、およびその人々の集中している地域、土地占有を優先する。特に州政府
の責任と在るプログラムにかかわる部分に留意する。
- 2) 土地問題の調整において、各家族の所有地、土地、木質資源、および森林資源の共同所有が
あり、これを考慮し、入札者や所有者の経済地位と基本的な価値と入手し得る配分されべきである。
- 3) 土地占有の認知、および地券の交付は、普通の使用収益権の土地にも平等に与えられる。
今後行われる指導は、この家族にも偏さず、基本的なもの、特に、植物採集地域、木
質地、天然草場、イガラペ、森林保存地等の場所を明らかにするべきである。
- 4) 権利無効と不効の登録と取消の方法を定めた。今後、1979年12月5日付法律
第6739号に定められた制度を利用する。

2.3 土地への課税

a) 問題の特性

土地法典において農林開発振興のための手段として決定された果ては課税は次の目的を
持つべき

- 土地の持主、社会的及び経済的機能を無視する所有権の維持に不利を及ぼさず。
- 更新し得る天然資源を保存する原則の中で農林活動の合理化を奨励する。
- 農地改革プロジェクトのための資金源とする
- 租税徴収のコントロール・システムを完成する

この様に農地改革と混同するべきなく租税は重要な制度的措置であり、そのために今後とも用いられるべき
となる。

本プログラムではこの原則を再訪する意向である。農地税、不動産登録手数料、相続税等の
正確な計上と徴収が可能にする各種の手段の検討がなされる。

b) 業種別

- 1) 未だ農地税の債務者と明らかでなく、大口債務者に対する行政取立てを開始する
- 2) 徴収権に直接の利害を持つ市行政を含め、必要に応じて既存の協定と再検討し
その資金を農地改革のプロジェクトに優先的に使用されるよう仕向ける。
- 3) 農地税にかかわる債務者についてもっとも最近の情報と司法当局に提出し始める行動を容易
にする
- 4) 大蔵省収税局との提携により、INCRAのフォームと所得税申告様式との組み合わせを行
なす農地税のフェッド、脱税の防止を行なう
- 5) 農地税の算出ベースを最新時英のものとす。開発が済んだ農地の課税を同じ。
- 6) 土地法典が28条挿入のIに於いて示している改良のための合担金の計上、徴収及び
監督のEは他の関係者との連絡を同じ。

3. 援護プログラム

3.1 農地不動産登録

a) 問題の特性

1972年12月12日付法律第5268号によって設定された全国農林不動産登録は次の内容
を含む。その実施と管理はINCRAの権限下に置かれる。

- 農林不動産登録
- 農林不動産所有者及び占有者登録
- 借地者及び借家登録
- 公共用地登録

これらの制度の中で農林不動産登録のみが実際に行われており、農地税、INCRの納付金、シジケト税の算出の基礎として用いられている。

1967年、1972年及び1978年にはそれぞれ農林不動産登録の段階により、INCRが今日同登録と現時点に紐付け得るシステムを有している。折ね、1979~84年間に約200万件の申告を更新しているが、これは500以上の以上の不動産の大部分に相当する数である。この他現行法令での登録システムへの信頼性を実地に調査する必要性が課せられており、農林不動産の実際の状況を知ることが、いかに接収も待たないことが保証されている。

企画及びコンピュータの普及の情報源となる国家農林不動産登録システムの実現性も情報と現時点の変化するシステムを改定すること、これは農地改革と関連させることにある。

この意味においては不動産登録活動は農地改革推進の手段として国家農林不動産登録システムを全面的に利用する方向で新たな方向づけが行われることが予想される。

b) 業務方針

- 1) 信用のある情報に紐付け得ることを前提として登録システムを改良する
- 2) 地籍事項を含む登記の監督を行う。
 - 登録申請の中に存在する符合しない間違えを明らかに訂正する
 - 所有者の変更がある場合、前回の申告と誤りがあった場合は発見された場合との報告を公表する
- 3) 農林不動産所有者、及び占有者、借地者及び借家登録を再開する。
- 4) 法令の策定とこれにより、国家資産管理サービス部及び土地に関連する州政府機関と連携して公共土地の登録制度を設ける。
- 5) 実地調査及び関連する不動産登録を通過し接収の対象と見られる農林不動産を明らかにする。

3.4 農業研究との調査

ウ) 肉類の本質

農地改革の調査に於ては、その調査を確固なものとし、調査の経緯を記録し、調査の結果と、その功利的な変化についての情報を提供し得る調査、研究業務を必要とする。

この目的のため、国内の公共及び民間の各種の機関による技術面、科学面の協力が求められている。

同時に、現場における実験と知識の本質的な成果を更に保証する目的に延期し得ることもあり、そのほか又各機関や農民の本計画への参加面において不可欠の事項と見なされる。

本プログラムは、農地改革計画に基づき最新研究の状況と並べこぼし協力し、収穫、土壌、肥料についての方法と提案し、農地改革全体の活動に於けるデータ及び情報の交換、交換を行おうとすることで、復讐の目的に於けることと目標を定めている。

このため本プログラムでは、農地改革企画の目的、データ、受益者の社会組織とこの目的の研究との情報入手の目的、調査機関との交流を促進することになる。

b) 業務方針

1) プラズマの農業問題と関する研究、調査の文献を調べる

2) 本プログラムの目的と達成可能な国内、国外の大学、公共及び民間機関との協力を締結する

3) 農村において一般農民の経験や知識を採り得る各種の社会、科学分野における研究、調査プログラムを調査、援助する

4) 農地改革に関連する刊行物を発行する

5) 土地問題と関する調査、研究の成果、農業問題と関する各分野の調査プログラムを援助する。

4 政府行動との関連

政府の優先プログラムとしての農地改革は、連邦政府、州政府及び市の行政、金融各機関を通じて全体の行動を必要としている。

このため、各機関、各政府間の相互の関連の中において、過去及び将来農地改革に関連して持つべき役割の責任が見込まれている。

この目的を達成するため MIRAD (農地改革調査局) は農地改革に関連する各部門別プログラムの中心機関としての機能を果たし、他の機関が持つべき行動と国家農地改革計画が両立して行える態勢を整える。

同様に、ブラジルの現実と特徴を有する大規模経済的、社会的格差を修正する目的を有している。

地域開発計画においても農業問題には特別の関心が必要とされている。

農地改革は地域別、マクロ的の問題解決を図るための本質と原則は、経済問題の克服と社会正義を目的とする重要な努力であることは疑いなく、また必要とされている。

すなわち努力の重点と統括的方針を考慮する中で、地域別計画、特別開発計画を含む農地改革の実施と援助の方向を優先的に検討する必要がある。

4.1 農地改革実施機関

A) INCRA (国家植民農地改革院)

農地改革開発院(MIRAD)体系の特別プロジェクトとして、INCRAは農地改革の実施機関として、中央及び地域別の理事会を通じて国家農地改革計画、地域別計画及びプロジェクトを実施する。この実施計画には、2つの補充プログラムと連携して推進する必要がある。本計画の基本プログラムが優先される。その活動は農地改革の促進と人材養成にも向けられている。この基本プログラムと連携してINCRAは、その業務機構がブラジルの農業構造の改革を目的とする。効果的かつ迅速な業務処理と実行力向上の必要性を指摘している。

B) GETAT 及び GEBAM

1980年に設置されたプロジェクトカンパニ土地問題実行グループ(GETAT)及びアマゾン川下流域実行グループ(GEBAM)は、パラ州南東部地方、ゴヤス州北部地方及びマラニョン州西部地方の土地問題整備(1980年2月10日付デクレト1767号)及びアマゾン川下流域地方における連邦政府の業務展開拡大(1980年2月28日付デクレト1767号、後1981年6月11日付デクレト1767号88,106号に改正)の必要性を認識している。

GETATは、その業務に必要とされる権限が拡大されたこと、すなわちMIRADとその実施機関としてのINCRAが、可能な農地改革プロセスの統括面において問題が生じる特殊な条件下に置かれていた。

この様な状況から、暫定措置として設置されたGETATとGEBAMの性格をこの専門委員会が再検討する必要があると判断されている。

C) その他の機関

農地改革のプロセスに民間の代表的機関を含むには、政府内関係各機関の相互の関連を含んでいる。

地域開発基金、及び各市の任意開発基金（当中には土地取得基金、協同組合・肉類・水産等を含む）は、その中で何れかの分野において農地改革計画を設け、F.R.A. 行政に参加し得るものがある。農業委員会法に定められた状態を遂行する。F.R.A. 公立及び私立の教育機関は農地改革実施地域で必要とする研究と実施する計画合同にこれらに協力を得るものがある。

4.2 生産及び販売に対する援護政策

a) 農業融資

農地改革優先地域における農業融資は、農地改革独自の目的に合せ、小規模者がその協同体を通じて資金を容易に入手出来ることとを保障するものに実施される。

全国農業融資プログラムの中には、農地改革に対する特別融資プログラムが次の目的を含有しているものがある。

- 農地改革の受益者及びその団体に對する特別融資基準
- 農業融資源の獲得及び融資管理
- プログラムによる保護する理由にかゝる全融資費用の有利な条件
- 実際の保証能力に限定されない融資の実施。

本プログラムの実施に必要な措置は MIRAO, INORA 及び中央銀行の共同作業によって決定することになる。その際定められる基本的な条件は次のものがあげられる。

- 基礎金融の生産に對する優先的融資
- 協同組合もしくは受益者による組成する団体への融資の優先
- 融資手段の簡素化。
- 生産費及び投資に對する全額資金の全額融資
- 定着拒否に對し、1983年6月9日付 テラコ・レコ 2032号による貸付と同等のインセンティブの供与
- 融資計画及び監督段階における EMERATER (フランス技術者公社) の参加。

b) 税務恩典

税務恩典政策も国家農地改革計画の目的に合せて設定されるものがある。これらに土地問題に關しては、農地改革の目的に合致させるため、立法は定められた社会的機能と結びつけ

地の利用を促進するためには支出される資金に恩恵が十分に与えられるべきである。

このように視察から次の指導方針にもとづいて、自治間の連携の必要性が強調される。

- 契約を履行している農家、プロインデーター及び植民計画を確実に評価し、これらの農家の農地改革の対応地域に含められるべき目的とする。

② 技術援助及び技術普及

EMBRATER システムの責任下において行われる技術指導と、その普及と業務の農地改革プロセスの特殊性に合せて調整をこれに要する。これは基本的な目的とされている。

本業務の基本的な目的は、受益者とその家族に対し、その組織を強化することにより、自立能力を増大させることである方法を探求することである。

EMBRATER システムを構成する各機関は、受益者及びその組織と共に、農地改革のプロセスにおいて重要な役割を果たすこととなるが、その中でも次の事項が特筆される。

- 国家農地改革計画の宣伝、普及、評議、分析とその展開
- 調査研究部門と共に、入植地の異なる条件下に適応した農家システムの選択に関する討議と決定
- 受益者団体の参加、総論フォーラムの形成
- 農地改革プロセスに関係する農業政策や地方別政策に関する情報、受益者組織の管理面に関する支援と、金融支援、販売システム、価格、市場に関する情報
- 技術移転及び養蚕、紅毛糖の改善
- 受益者の融資申請、技術援助に関する助言
- 衛生、福祉、栄養、教育分野のフォーラムにおいて用いられる公共サービスに関する情報

定着プロセスにおいては、入植家族の食糧供給の確保と生産を促進すること、地方及び地域別の市場の特性に適応した農家、プロインデーター用農家システムの技術的、経済的インセンティブに関する努力が傾注されるべきである。

業務開発の段階において、各機関は組織を結成してグループの自治権を尊重し、その役割を履行するべきであり、その組織に対し、その管理能力を増大させる、又は定着フォーラムの企業レベルの不可欠な特性を促進する方法を予見する必要がある。

これらの業務の結果を保証するための次の手段が構想される。

- 農地改革 知識を交換する上には必要の人材を明らかにする
- 技術部門派遣の訓練
- 農地改革プロセスの実施の為に技術・操作組織の建設。
- 改良された目標達成の為に必要とする資金を明らかにする。

d) 農牧調査

農牧調査及び研究活動は農地改革が社会的、経済的に可能性のあるものとするため、入植者の生産単位に適合した技術を作ることを目的として行われる。これらの活動には次のものが含まれる。土地利用計画、作物の選定と適応技術、生産システムの方法、試験結果のテスト、指導

農牧調査の優先事項として次の事項がある。

- 基礎食糧の生産を援助するための集中的調査
- 農地改革プロセスを通じて畜産技術の確立
- 中小農場における農産物の保存、利用及び販路を初歩的に行うためのプロセスの開発及び普及
- 農業者及び生産者団体を通じて技術の移転

指導方法としては、入植者がすでに利用している生産システムを尊重するように掛ける。入植者が栽培している作物や、入植者やその協同体の利用している技術と相適合する作物や技術の押し付けを避ける必要がある。

調査及び実験活動は、MIRAO - INCRA、州及び市の調査機関、大学、及び調査センター等の協力を、EMBRAPA (ブラジルの農牧研究公社) の責任のもとで行われる。

e) インフラストラクチャー

定着に必要な基礎的インフラストラクチャーの建設は連邦、州及び市各政府の統合した行動により行われるものであり、中でも輸送用道路、通信、農村宅化、食糧供給、貯木、及び貯蔵が優先される。

輸送面に於いては開墾地帯に連絡し、生産物の搬出を最少のコストで容易にする。支線道路の建設、改良、保全、及び幹線道路網への連絡が優先される。工事の特定の種類には、州及び市の協力を得て行われる。

通信分野での入植地帯と国内の通信網と相互に必要な基礎施設を設け、情報の自由な交換が行われる得よう設備を整えることを目的とする。

農村電化分野での入植地帯の電化を促すため、地域で利用可能な水力発電、風力発電、既存の送電線等の電力施設の新設の研究を行う。

家庭用水の確保、給水のための灌漑用河川施設の維持に従い、井戸の掘削、小川の新設、河川の枯渇防止、治水場の保全等を行う。このために、協同組合や他の相互扶助組織下にある生産者自身のほか、地方自治体の特別プログラムに含める補助の取扱いや資金の動員を行う。

農地改革地域における生産物貯蔵インフラの設けは CIORANEM (ナショナル倉庫公社) の参加により次の二つの時期に分けて行われる。

- 1) 定着地域遷移の期間中の貯蔵に関する調査、貯蔵施設への投資を促進するに必要となる農地改革のプロセスに利用可能なインフラに関する調査。
- 2) プロセスの設け段階、補助的施設の内容が明らかになると。

貯蔵施設は地方に分散する民家の貯蔵庫と地域別の集荷倉の二つの基本的形態があり、その建設は生産量及び既存の貯蔵網の規模によっても左右される。集荷倉は生産物の集荷と各消費地の倉庫に移送するか又は分類、加工のあと直接消費市場に向けた倉庫である。

f) 販売及び配分

農地改革の受益者は生産物余剰品の販売、必要生産資料の購入を可能とする購買システムを設けられる。このための次の方針が立てられる。

- 最低価格保証制度は農地改革の優先地域全域に適用され、入植者も同制度のメリットを受け得る様、必要に応じて地域特性に応じた措置が講じられる。
- 政府がすくなくとも低所得層に対する食糧供給プログラムなどの基礎制度は農地改革優先地域より優先的に購入される。
- INCRA - MIRAD は他の政府機関と合同して入植者が必要とする消費物資及び生産資材の配給システムを構築し設置する責任を負う。

4.3. 社会福祉政策

国家農地改革計画を補完する社会福祉政策は農村居住者の定着プログラムを設け更に

後の接点面とて基本的な事である。

基礎的プログラムは、衛生、社会福祉、教育文化、及び環境整備の分野で示される。これらの活動は、その特殊性に従って政府の各機関によって示され、地域改革計画に定められた目的の具体化を保障する事を目標としている。

a) 衛生、社会保健、及び福祉分野

入植地の設立に際して社会福祉省、厚生省及び農林省は合同で農林統合福祉対策を立案する。この中で社会福祉、医療及び栄養の分野にかかわる活動が示される。設定されるプログラムは、各地域別にむづい多く発生する病気、予防接種運動、予防医学、食料の基礎的問題、女性、子供の健康や病気に対する特別の配慮、歯科及び保健衛生に関する教育等が配慮される。

b) 教育、文化及び普及分野

この中のプログラムは、優先的に文部省、文化省、労働省及び農林省(EMBRAYERが代表する)の責任において行われ、次の事項を目標とするのである。

- 地域社会の中での教育の文化財を尊重し、他の文化財の普及によつて地域の文化水準を引上げる。
- 小児にしろ、大人にしろ、授業料無料の公立学校への通学を促す。一般市民に対する教育は、社会問題の理解、市民の権利に関する知識、農村における労働問題の意識等を養う。
- 職業教育は、定着や労働協同の促進に適合した技術を提供する。
- 入植地着住に農林労働者による祖裔は、家族間の祖裔形成に対するセンターを設け、居住水準の向上のために必要とする情報を提供し、入植者の利益を促進し家族を安定させる。協同体の活動を促進する。

c) 住宅、基礎衛生及び環境分野の対策

住宅、衛生及び環境問題の設定は都市開発及び環境省の権限に属する。

地域別の気象条件、素材調達の場合、地域毎の建築技術等とを考慮して、農地改革地域に特許を特別住宅プログラムが設定される。

また、新しい技術の導入による低コストでの基礎衛生プログラムの含む教育衛生プログラムの実現が予定されている。

最後に、受益者の内には天然資源の適切に取扱い及び環境汚染対策に関する情報を広げようとする。

VI 資金及び融資の確保

1. 主要資金計画

政府は本プログラムと優先プログラムとを、今後4年間に設定された目標が完全に達成されるEMに必要とする資金を確保する考を有する。

主要資金推定のEMは、次の3種のカテゴリーが考慮される。

- 新地のコスト
- 造成及び土地再配分のための費用
- 振興策格に因る費用

最初の2項目は設立のためのコストであり、3番目は受益者に与える振興のEMの各年度別維持費を指している。これは次の事項が含まれる

- 基礎的インフラストラクチャー
- 住宅
- 教育
- 技術援助
- 農業融資

新地の入りコスト及び接収地の既存造成施設費の推定額は次の基準により算出される。

1.1. 新地のコスト

セシル・ウルクス経済研究所が1984年下半期に発表し、1985年5月現在の価値と修正したデータに基づいて地域毎の新地市場価を考慮する。

新地の平均市場価格は、各種類別（耕地、草場、牧草地、森林）の平均値により行われる。

新地の価格は1980年度の199E（フランス地理統計局）による農牧地による表地構成の中にある各タイプ別の割合を考慮し、各種類別の土地（耕地、草場、牧草地、森林）の販売価格が得られる。草場の土地価格は使用可能な土地に利用可能な土地の例にもちいられる。

再配分のための土地購入を目的として1ヘクタール当りの平均コストは次の事項を前提として算出される。

a) 次の理由により市場価格の平均60%と考へらる。

- ・ 原則として利用可能な土地を削減するより土地が買収される。この1ヘクタール当りの平均価格が地域の平均価格よりも更に低下する。

・ 接收の對象となる大地主の所有する土地の平均コストは 同地域の平均価格より低い。

b) 接收による得られる土地面積の比率は 北部地方 75%、東北地方 90%、南東部地方 95%、南部地方 100% 及び中西部地方 90% の割合である。各地方別、残余の 10-42%-37 (北部 25%、東 10%、南東部 5%、中西部 10%) は 公共土地の利用に充てられている。

a) 定着する一家族あたりの実際使用面積は 住居、地域内道路、各施設、灌漑用施設、娯楽施設等の他に合計で約 20% 増加するものと推定される。

1.2 土地再配合のための造成費用

造成費用は 1946 の 1980 年度概算に基づき、土地の総額に対する造成 (建物、住宅、永年作物、植林等) 費用の比率を新地価格に乗じて得る全額である。

土地配合の費用は追加投資費用として 1,179-133,000,000 (1985 年 5 月価格) と算出された。これは 東北地方プロジェクトの総コストを基準とした数字である。

1.3 援換サービス

衛生及び教育にかかわる費用は最近世銀より融資を受け、POLONORDESTE 計画 (評価報告書が 4,104 / BR) のデータに基づき算出された。

基礎インフラストラクチャーのコストは INCRA が行った定着プロジェクトのデータに基づいた。中には支線道路、住宅、貯蔵等の費用が含まれている。

技術援助にかかわる費用は EMBRATER システムのデータが用いられた。

受益者に対する融資をカバーする費用は 4 年と 5 年間の資金の算出は 次ページ 東北地方プロジェクト (1985 年 5 月価格) がベースとされた。

a) 1 家族あたり投資用融資の平均コストは 12,450,000.- 3 年据置 3 年払い。

b) 1 家族あたり蓄積資金融資の平均コストは 2,026,860.- 最大期限 15 年。

次年度は前年度の蓄積収益があるため、新規に資金の必要はないが、新期に融資を受ける必要は認められている。

以上の例を基にすると 1 家族当たりの定着に要するコスト及び援換サービスのコストは次の通り算出される。

表5 1家族別F1定着のFEMのコスト 1985年5月価格 CR

地域別	入植比率 %	1家族別F1定着		
		新地	造成施設及び再配分費	計
北部	10	11,128,234	6,984,390	18,112,624
東北部	15	11,864,136	7,372,105	19,236,241
南東部	20	13,117,526	10,743,586	23,861,112
南部	10	42,634,346	10,021,104	52,655,450
中西部	15	16,828,062	5,701,134	22,529,196
平均	100	22,802,834	8,021,384	30,824,218
比率	-	74.0	26.0	100

出所: INCRA 1985

表6 1年向1家族別F1植栽費用 1985年5月価格 CR

内訳	入植率、%			
	1	2	3	4
基礎仁乃	4,005,000			
仁生	802,332	492,466	492,466	492,466
故青	486,932	177,066	177,066	177,066
技術援助	407,550	251,490	228,627	201,192
農米融資	6,176,860	4,150,000	4,150,000	
計	11,878,674	5,071,022	5,048,159	870,724

出所: INCRA, POLONARRESTE, NOKOCITE 20 EMBRATER

※ 上の全額は合計するべきが本来の性質のため、これを合計すべきものではない。

定着のFEM費用は1家族が定着するFEMに実際に支出した費用の推定額を表わすものとして、一部は農米債券(新地の植栽費)及び現金(施設費及び再配分費用)で支出したものと見做す。これらのコストは地域別に区分したおり、農地改革実施のFEMの費用と見做すこととする。

次に植栽費用の方向は農地改革プロセス固有の費用ではなく、連帯政府が定着の優先地域における投資額を代表するものとする。

国は各地方にある定着のFEMのコストに内訳は表5の全額は単なる平均値であり、実際のコストは特定プロジェクトが実施される時に始めて算出されるものである。しかしながら、これらのコストは、かなりの数のプロジェクトについて上にも下にも平均値を上下に示すことと期待される理由があることは強調しておくべきである。

表5及び表6のデータについては次のとおりである。

- 1家族別F1平均推定額は CR 30,824,218 である。
- このコストは国際的な水準と一致している。
- 設置コストの100% (1家族別F1 CR 30,824,218) と基礎仁乃費用(1家族別F1 CR 4,005,000)

は受益者より長期間の中に補填される。

- 新地の価格 (- 家賃 E_p CR 22,802,830.-) は農業債務とほぼ支払われる
- 振興サービスの費用合計額の中 $20.19.2\%$ に相当する CR 4,386,779 は 衛生、教育及び技術指導費として消費する予定である
- 農業融資各1家賃 E_p 平均 CR 14,476,860.- は3ヶ年支出するに回収するものがある。

本農地改革計画に規定する目標は全体で1,400ヶ家賃であるから、設置費用をカバーするに必要

は1985年5月の価格で CR 43,154,605.2百万必要と次の通りである

- ・ 新地の土地補償費用 CR 31,923,967.6 百万
- ・ 施設、造営及び配分費用 " 11,230,637.6 百万

他方、同4ヶ年間の振興サービスの費用は必要とする資金は同じく1985年5月の価格で次の通り

となる。

a) 衛生部門	CR	1,861,963.8 百万
b) 教育部門	"	947,303.7 "
c) 技術指導部門	"	927,971.8 "
d) 農業融資	"	19,250,104.0 "
e) 基礎インフラ	"	5,607,000.0 "

2. 資金源

資金の必要額を確保するに次の方針を採用する

- a) PROTERRA / FUNTERRA 資金の交付。
- b) 新共和国の大規模国家開発計画によって本プログラムが優先プログラムとして認められることとを考慮し、農地改革と関連する各機関は、これに定める目標達成のために必要とする資金をそれぞれの予算に計上する。
- c) MIRAD / INCRA は 関係当局と共に 土地法費を27条にかゝる国家農地改革基金の設置及び運営を国に託す行動を起す。
MIRAD と 大蔵省の共同作業による 農業債務発行の予行に於て現時点の段階で 行財政と 共に 関連するその他の措置が構えられる。

農地改革にむけて接収地の補償金を適期に支払うことを保証するFIM MIRAO (農地改革
 参加者) の他の関係各者との間に地域別・州別の基礎に基づいて各州内の責任に見合量の資金を算
 算化すべく調整する。また州政府との間には衛生、教育、技術援助及び接収の場合におよ
 施設の補償等の費用に要する資金の基本的部分を確保するFIMの措置を執行する。

3. 資金の配分

各地域別に定められた各州の目標に基づき、表7及び表8に基づいて地域別、州別の資金限度が
 示されている。この土地法第34条第V項の規定に従い各地方別計画作成のベースとなること
 である。

表7 地域別 100万家族に対する資金限度 1985年5月価格 1,000円

地域別	設置費用	投資費		
		衛生、教育、技 術援助	基礎的施設 費	農業融資
北部	2,575.8	373.9	560.7	1,425.0
東北部	12,118.8	1,682.7	2,523.1	6,412.6
南東部	12,281.1	747.8	1,121.4	2,850.0
南部	7,371.8	373.9	560.7	1,425.0
中部	8,847.1	560.9	841.1	2,137.5
合計	43,154.6	3,739.2	5,607.0	14,250.1

出所: INCRN 1985

表8 州別 100万家族に対する資金限度 1985年5月価格 1,000円

州別	設置費用	投資費		
		衛生、教育 技術援助	基礎的施設 費	農業融資
セント・パウル	385.5	56.8	85.2	216.6
マツラ	149.6	22.1	33.1	84.1
アマゾン	560.4	82.6	123.9	314.9
パラナ	58.3	8.6	12.9	32.8
パイラ	1,361.7	200.8	301.1	765.2
アマゾン	203	30	45	119
マラニャーウ	2,290.5	318.0	476.9	1,212.0
ピルゼン	1,926.9	267.6	401.2	1,019.6
セアラー	957.4	134.9	199.3	506.6
ペルナンブーコ	460.5	63.9	95.9	243.7
パラナ	379.9	55.6	83.3	211.6
パルナンブーコ	605.9	84.1	126.1	320.7
アマゾン	218.1	30.3	45.0	115.4
セルジペ	230.3	32.0	47.9	121.8
パイラ	5,029.3	198.3	1,047.1	2,661.2
ミナス・ジェライス	6,066.7	369.4	554.0	1,402.9
エスピリト・サン	822.8	50.1	75.1	190.9
リオ・グランド	700.0	92.6	63.7	162.5
サン・パウロ	4,691.4	285.7	428.4	1,088.7

バレー	1,098.7	207.9	311.8	792.3
ワシントン	1,422.8	22.2	108.2	275.0
ワシントン・ドナルド	1,850.3	93.8	190.7	357.7
ワシントン・ドナルド	1,760.6	111.6	167.9	425.9
ワシントン・ドナルド	1,734.0	109.9	169.8	418.9
ワシントン	5,290.6	335.5	503.0	1,278.2
ワシントン	61.9	3.9	5.9	15.0
全国計	13,154.6	2,239.2	5,607.0	14,250.1

出所: INARA 1985.

4. 1985/86 年度の資金需要と資金源の内訳

1985/86 年度には 150,000 家族が土地を取得出来たが目標は設定されておらず、そのための費用は 1985 年 5 月の価格で 4,623,707.7 百万と推定し、次の通りである。

- ・ 新地の接収補償金 4,3420,425.1 百万
- ・ 施設の補償金及び再処分費用 " 1,203,282.6 "

他方、援護費への支出は 1985/86 年度に同じく 1985 年 5 月の価格で次の資金需要と推定される。

- ・ 住宅 120,349.8 百万
- ・ 教育 " 23,039.7 "
- ・ 技術援助 " 61,132.4 "
- ・ 農業融資 " 926,529.0 "
- ・ 基礎仁済 " 600,780.0 "

1985 ~ 86 年 2 年間の農地改革プログラムの資金と 1986 年度国家予算に計上された資金他、連邦政府、州政府との間に締結されたものは実施中のものは表 9 に示す通りである。

同表によると 1985/86 年におよび入植施設等のための支出は 4,623,707.7 百万で、農地改革計画の実際の支出額を代表するものである。その中現金での支出は 1,203,282.6 百万で、総額の 26.0% に相当する。

他方、1 家族あたりの定着平均コストは 5,900,80 フルと推定され、この金額は他のいくつかの業務における雇用と作り出しのためのコストよりも低いものである。

表9 1985/86年度の東北改革計画の資金調達

CR 1,000,000,000 1985年5月31日現在

資金源	資金の用途							計
	施設 (1)		援養サービス (5)					
	新設	施設 (4)	住宅 (4)	教育 (5)	技術援助 (5)	奨励費 (5)	基礎的 (5)	
1 TDA	3,245.4							3,245.4
2 FINSOCIAL/MMAA		533.3						533.3
3 都市計画/INARA		33.8						33.8
4 PIN/PROTEARA		66.6						66.6
5 国家建設計画/OMAA	175.0	569.6						744.6
6 連邦政府/MC/ENR				73.0				73.0
7 " /NS/ENR			120.3					120.3
8 " /基礎的/ENR					61.1			61.1
9 国家建設計画						926.5		926.5
10 連邦政府/住宅/ENR							600.7	600.7
計	3,420.4	1,203.3	120.3	73.0	61.1	926.5	600.7	6,405.3

出所: INARA 1985

注 (1) 長期に償還される

- (2) 東北地方プロジェクトの土地問題関係資金: 源泉 PIN/PROTEARA, FINSOCIAL 及び地銀
正銀の資金は土地の再配分に対する援養に限定される
- (3) 東北地方に内して、東北地方プロジェクトの小規模な援養プログラムを通じて援養が行われる。
- (4) 施設に対する補償金、及び土地の再配分援養を含む
- (5) 住宅、教育、及び技術援助に与えられる資金は償還の手続きを要しない。

